



*Nagasaki*

コスモス

行政書士会報 No.185



## 掲載内容

### 年頭のご挨拶

長崎県行政書士会 会長 山脇 正隆  
日本行政書士会連合会 会長 常住 豊  
長崎県知事 中村 法道  
長崎県行政書士会 顧問 北村 誠吾

### 新入会員紹介

#### トピックス

長崎県外国人相談窓口における専門相談員としての活動  
佐世保における国際業務研修会  
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部  
令和元年度行政書士試験の開催  
これからの建設業界 ～建設業行政の最前線～  
市民公開無料セミナー「行政書士というお仕事」



### 官公庁インタビュー「福岡出入国在留管理局 長崎出張所」

### 各支部の動き

諫早支部、大村東彼支部

### ザ・行政書士道！

第1弾 津田真純行政書士編  
第2弾 土嶋和浩行政書士編

### 各部・委員会の動き

### 令和元年度 第60回 長崎県行政書士会定時総会議事録（抜粋）

### 会員の異動

新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員

### 企画広報部便り

コスモス・プチ 第1号・第2号

### 編集後記

長崎県行政書士会

E-mail : [info@gyosei-nagasaki.com](mailto:info@gyosei-nagasaki.com) HP : <http://www.gyosei-nagasaki.com/>

TEL : 095-826-5452 FAX : 095-828-2182



## 令和の新しい時代を迎えて

長崎県行政書士会 会長 山 脇 正 隆

新年明けましておめでとうございます。

日頃より、長崎県行政書士会に対し、多大なるご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

行政書士は、国民の皆様のライフステージや各種企業経営の場面において、行政許認可手続の代理申請をはじめ、相続・贈与・売買等の財産管理手続等に伴う各種文書作成等、皆様の身近な街の法律家として、全国で、活躍をしております。行政手続は電子申請が普及し、行政書士の多種多様な法知識と正確な事務処理能力が求められ、皆様からのご期待と信頼が、さらに拡大しております。

また、国民の皆様にとって社会問題化した所有者不明土地・空き家対策問題についてもしっかりと取り組み、地域社会へ貢献して参りました。

行政書士は、皆様の財産や権利を守るため、契約書作成をはじめ、相続関係証明書作成等事実証明に関する文書作成業務及び相談業務により、皆様をしっかりとサポートいたします。

そして、中小企業の皆様においては、事業継承問題がクローズアップされ、併せて企業経営資産評価により企業評価する時代となっております。行政書士は、各種許認可申請経験と各種契約書及び多様な事実関係書類作成経験により、中小企業の皆様に寄り添い力強くサポートして参りました。

長崎県行政書士会におきましては、これまで以上に、県下会員の皆様の行政書士力を生かし、日本行政書士会連合会や他県行政書士会並びに会員の皆様との連携を強化し、行政書士の更なるレベルアップをしなければなりません。実務研修はもとより、新規業務分野の対応強化を図り、さらに、より高度専門実務研修を推進して参りたいと思います。

国民の皆様、企業の皆様に寄り添う行政書士。

力強いサポーターとしての行政書士『あなたの街の頼れる行政書士』

皆様と新しい時代を共に歩み拓いて参りましょう。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻を頂きますようお願いいたします。

皆様の今後益々のご活躍とご健勝を祈念申し上げます。



## 年頭のご挨拶

日本行政書士会連合会 会長 常 住 豊

令和2年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

長崎県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、前期から鋭意推進してまいりました「行政書士法の一部を改正する法律案」について、第200回国会（臨時会）にて、両院とも全会一致による可決を経て成立し、令和元年12月4日に公布されました。

この改正により、多様化する行政書士業務の安定性を確保し、国民に対するより質の高いサービスの提供が可能となります。これもひとえに、各党の行政書士制度推進議員連盟・懇話会の役員の方を始め、衆議院・参議院の国会議員の方の絶大なる御支援、各党・各会派の御理解と御協力の賜物であると深く感謝申し上げます。また、各単位会、日政連及び各支部による地元でのきめ細やかな対応、並びに全国の会員の皆様の温かい御支援のおかげであると実感しています。

関係の皆様には改めて御礼申し上げますとともに、今後とも国民に寄り添う行政書士制度として更なる発展を目指して精進してまいりますので、引き続き御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

その他、主な事業項目の動きについても触れたいと思います。まず中小企業支援強化に係る対応としましては、国際・企業経營業務部を中心に、中小企業庁、日本商工会議所等への定期協議の申入れ等を行うとともに、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫等、金融機関との協定締結に向けて折衝を継続しています。引き続き、貴会におかれましても地域の金融機関との連携を推進していただければと思います。

また、外国人政策に係る対応としましては、行政書士の更なる活用を図るべく、出入国在留管理庁との協議や関係各所への提言も行い、現場をよく知る行政書士に対する大きな期待をいただいています。引き続き、会員の皆様が業務を遂行しやすいよう環境整備並びに地位確立に努めてまいりますので、会員の皆様におかれましても、行政手続という視点にとどまらず、生活支援を含めた外国人の権利擁護を担う立場として高い意識を持って行動していただくようお願いいたします。



成年後見業務に関しましては、最高裁判所、法務省、厚生労働省等を訪問し、日頃から地方自治体との密接な関係を構築していること、行政機関、医療、介護等の周辺関係者とのコーディネートを担当者として適任であること、予防法務の専門家として当事者の利益を最優先に対応できることなどをもって、行政書士が専門職後見人として成年後見制度の普及推進に貢献できることを提案しています。あわせて、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの連携強化も再確認いたしました。会員の皆様におかれましては、当該業務に対する理解を深め、倫理意識の向上と研鑽を怠ることなく業務に邁進していただきたいと思います。

最後に、「行テラス」事業について、先日の理事会においても様々な御意見をいただきました。課題は山積していますが、法テラスとの連携も視野に入れ、国民並びに行政機関のお役に立てるような事業を実現していきたいと考えています。

私は常日頃から、会員の皆様による現場の活動こそが制度発展につながるの考えを持って施策を検討しています。日行連として、会員の皆様が行政書士であることを誇りに思えるように、確固たる地位の確立と制度の維持発展に全力を尽くしてまいりますので、現場で御活躍されている会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から必要とされる存在になれるよう、地域貢献並びに業務に精励していただければと思います。

最後になりましたが、この新しい年が長崎県行政書士会並びに会員の皆様にとって飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

長崎県知事 中村 法道

あけましておめでとうございます。

皆様には、令和の時代に入り初めての新年を、健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、「ミライへつながる知の拠点」として県立・大村市立一体型図書館「ミライ on 図書館」が開館いたしました。また、ローマ教皇フランシスコ台下が38年ぶりに本県を訪問され、原爆落下中心地では、核兵器廃絶に向けた平和のメッセージを全世界に向けて発信していただくなど、世界の平和を願う皆様の大きな力となったところであり、本県にとって実りある1年となりました。関係の皆様方にあらためてお礼を申し上げます。

本年は、総合計画が最終年度を迎えます。本県の最大の課題であります人口減少対策については、良質な雇用の場の確保と若者の県内定着促進策や移住促進対策、自然減対策としての結婚・出産・子育て支援について、市町や関係団体等と一体となって全力を傾注してまいります。

さて、県内各地域では様々なプロジェクトが進められており、長崎県は100年に一度とも言うべき変革の時期を迎えております。

九州新幹線西九州ルートについては、令和4年度の武雄温泉－長崎間の開業に向け、沿線市において新しいまちづくりが着実に進められているところであり、県としては、市町や経済団体等と連携し、県民の気運醸成や誘客促進等の取り組みを進めてまいります。また、新鳥栖－武雄温泉間については、将来の西九州地域の姿を見据えると、関西・中国圏までの直通が可能となり、地域の発展に最も寄与する全線フル規格による整備が必要であると考えており、引き続き、本県選出国會議員や県議会の皆様、国及び関係自治体等と連携を図りながら、実現に向けて全力を傾注してまいります。

また、この新幹線整備とあわせ、長崎駅周辺地域においては、3月に在来線の高架軌道への切り替え及び新駅の開業を予定しているほか、交流拠点施設やホテル、商業業務施設の整備が進められており、まちの佇まいが大きく変わろうとしています。近接する三菱重工幸町工場跡地においては、ジャパネットホールディングスグループによるスタジアムを中核とした長崎スタジアムシティプロジェクトが進められております。さらに、クルーズ船を受け入れている長崎港松が枝国際観光船埠頭においては、寄港の増加に伴い、岸壁を延伸する2バース化に向け取り組んでおります。今年度は国による事業化検証調査費が計上されたところで



あり、令和2年度の事業化に向け引き続き働きかけてまいります。三菱重工業(株)におかれてはクルーズ船の修繕事業への着手が検討されており、実現すれば長崎がまさにクルーズの拠点としての役割を担うことになります。

新幹線整備に並ぶもうひとつの大きなプロジェクトである特定複合観光施設(IR)区域の整備については、交流人口の拡大に加え、建設投資や施設運営を通じた地域経済への波及、新たな雇用創出などにより、本県のみならず、九州全体の経済発展に大きく寄与するとともに、政府が目指す訪日外国人観光客数等の目標達成に大きく貢献できるものと考えております。今後とも、九州各県や経済団体など関係皆様方と一層の連携を図りながら、IR区域認定が得られるよう全力を注いでまいります。

また、IRが整備されるハウステンボスから近い佐世保港浦頭地区では、クルーズ拠点港としての整備が進められており、佐世保市内及び周辺地域に回遊いただくことで観光消費額の拡大に結び付くものと考えております。

島原半島においては、地域の特色を活かして観光客に特別な体験を提供する取り組みが進められているほか、県内外の資本による付加価値の高い宿泊施設の整備が進むなど、魅力ある観光地づくりに向けて、地域が大きく生まれ変わろうとしております。

離島地域においては、平成29年4月に有人国境離島法が施行され、国の支援制度の活用などにより、しまに新たな仕事が生まれ移住者が増加するなど、人口減少が改善しております。また、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産登録による来訪者の増加などもあり、新たなホテルが進出するなどの民間投資の動きが活発化しており、離島の活性化が期待されます。

また、長崎と上海を結ぶ国際定期航空路線は、昨年、路線開設40周年を迎え、夏季期間中の臨時チャーター便の運航を経て2月12日からの増便が決定したところであり、現在の週2便から週3便と利便性も向上いたしますので、さらなる交流の拡大に結び付けてまいります。

本年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。全国を巡る聖火リレーは5月8日、9日に本県内を走行し、その後7月24日からオリンピック、また、8月25日からはパラリンピックが開会いたします。この機会を捉え、本県の魅力を国内外へ発信して交流人口の拡大を図るとともに、今後の幅広い交流促進につながるよう、これまで以上に県民の皆様と連携しながら、賑わいのある長崎県づくりに努めてまいります。

結びに、この1年が皆様にとりまして輝かしい年となりますよう心からお祈り申し上げます。



## 年頭のご挨拶

内閣府特命担当大臣  
(地方創生、規制改革、まち・ひと・しごと創生担当)  
自由民主党長崎県支部連合会 会長  
長崎県行政書士会 顧問  
衆議院議員

北村 誠吾

長崎県行政書士会の皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶びを申し上げます。

また「コスモス」紙上でのご挨拶の機会を頂戴し、誠に有難うございます。

貴会は昨年、人と言うところの「還暦」を迎えられました。創立60周年記念誌に山脇正隆会長が触れておられる「行政書士誕生」の根源を改めて想起していただきつつ、新たな覚悟をもって、なおかつ60年という長きにわたる様々な蓄積を活かして、次なる「60年」に向けて歩んで行っていただきたい、と心より念願しております。

さて、私は昨秋の内閣改造で、囂らずも内閣府特命担当大臣を拝命し、その担当として〈地方創生〉〈規制改革〉〈まち・ひと・しごと創生〉を担うことになりました。

私は「ムダにしません 汗と税金」をモットーに、市政・県政・国政と政治家として歩んでまいりました。「現場主義」「汗かき主義」に徹した私の、その集大成の発露となるような極めて有難い活動の場を得た、と大変嬉しく思っております。

行政書士さんの活動理念の一つに「地域との共生」があると伺います。～会員それぞれが地域に密着した活動を行うことにより、身近な良き相談相手として地域住民に認知され必要な存在になる～、まさに現場主義・汗かき主義であり、私が行政書士の先生方に身近なものを感じる所以でもあります。

行政書士業務の多様化の中で、今年は行政書士制度70周年という、これまた大きな節目の年となります。これをひとつの契機として、皆様方には『国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献する』旨の行政書士倫理綱領の体現に向けて更にお励みいただきたいと存じます。

結びに、長崎県行政書士会の今後ますますのご発展と、山脇会長を始めとする会員皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げ年頭のご挨拶といたします。

## ❀ 新入会員のご挨拶



### 原口 優秀 先生

登録を済ませ、会員となったばかりの新参者です。

先ずは、日々自己研鑽に励みながら、一刻も早く広範な業務に精通し、相談される皆様の明日を拓く一助となるよう努めて参りたいと存じます。

より一層の皆様のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*



### 山本 直広 先生

令和元年初日（2019年5月1日）に開業しました山本と申します。

今は実務の勉強とデジタルコンテンツの作成に励んでおります。開業から7か月経過しましたが、相談の件数も少しずつ増えてきました。今後も当事務所理念である「気軽に相談しやすい事務所」を目指して焦らず、知識と経験を増やしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

\*\*\*\*\*



### 浦川 栄一 先生

皆さまはじめまして。

平成31年2月に入会いたしました佐世保支部の浦川栄一と申します。

私は、九産大大学院工学研究科を修了後、建設会社に入社し、その後江迎町役場に入庁、佐世保市との市町合併を経て、平成30年11月末日をもって佐世保市役所土木部を早期退職致しました。

行政書士として登録する以前、建設会社では民間及び公共工事の現場代理人、公務員として在職中には農林、上下水道、都市計画、建築、土木関係部局において設計・積算・財産管理・総務等を経験させていただきました。

このように、技術系の現場から監理業務を経験した知識を持っていることが自身の特徴かと思いますが、これらのことを行政書士の業務に生かし、微力ながら市民の皆さまのお役に立つことができれば幸いと考えております。

まだまだ未熟者ではございますが、やる気だけは誰にも負けない覚悟でございますので、諸先輩及び関係者の方々のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

\*\*\*\*\*

## ✿ 新入会員のご挨拶



### 奥 彰子 先生

奥彰子です。

現在、東京と長崎を行き来しております。

入管業務ほか、様々な業務に対応してまいりますのでどうぞよろしくお願い  
いたします。

\*\*\*\*\*



### 松下 英爾 先生

初めまして。

島原市で登録させていただきました松下英爾（えいじ）と申します。

島原市役所を定年退職して、島原城を核とする一般財団法人・島原城振興  
協会と（株）島原観光ビューローでの勤務を経て入会いたしました。

一地方行政マンから、とてつもなく広い行政書士業務の実務の大波に漕ぎ出すのは容易ではない  
ことなど日々痛感しつつも、これまでの地元・国際交流サークル活動の少々の経験も生かせたら  
と、入管・在留資格手続など、国際業務に力を入れて行きたいと思っております。

今後につきまして、どうぞよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*



### 山谷 好弘 先生

こんにちは、新人行政書士の山谷好弘と申します。

最近はや言の相談が多く、地域の身近な行政書士として皆様のご相談に応  
えております。

私の長所は行動力だと自負しており、常にスピード感と丁寧な対応を心掛  
けながら業務を行っております。

本年も皆様との結びつきを大切に思い、信頼される行政書士となるよう信念をもって精進してま  
いりますので、今後とも「行政書士」をよろしくお願いいたします。

皆様のご健康とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

\*\*\*\*\*

## ❁ 新入会員のご挨拶



**山口 将俊 先生**

初めまして。平成31年3月1日付で登録させていただいた山口将俊と申します。

参考図書の一つとして『副業としての週末行政書士』（鈴木重光先生著）をヒントに、主とする事務所を維持するため、従として企業で経理を修行し、両立を目論んでいます。いずれ主従を入れ替え、事務所経営を温故知新で頑張る所存です。伝統的手法ではないかもしれませんが、ご理解を賜りますと幸甚です。

今後ともよろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*



**田平 圭子 先生**

子年の一年は、より多くの場所へ出かけ、より多くの方とお会いして、成長したいと思っています。よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*



**柿田 敏彦 先生**

令和元年6月に開業させていただき、あっという間に新年を迎えることとなりました。

今後はより一層の実務知識の向上はもちろん、事務所としての方向性を確立し、目標をもった事務所運営を行っていきたいです。

今後とも、よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\*



**田中 一誠 先生**

あけましておめでとうございます。

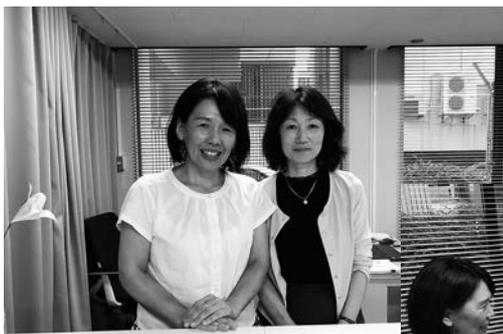
昨年はわからないことも多く、お役に立てないところもありましたので、本年はさらに精進して皆様のご期待に沿えるようにしたいと思います。

本年も引き続きよろしくお願いいたします。

## 長崎県外国人相談窓口における専門相談員としての活動

政府が策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」における「生活者としての外国人に対する支援」の一環として、公益社団法人長崎県国際交流協会（長崎市出島町2-11）内に開設された長崎県外国人相談窓口。

令和元年7月より毎月1日、本会の行政書士が専門相談員として、外国人からの在留資格や国籍、企業の外国人雇用に際しての相談などに対応しています。



常勤の相談員兼通訳のお2人  
（左からベトナム語・英語）



相談ブースの様子



入口

## 佐世保における国際業務研修会

令和元年9月7日（土）、国際業務研修会と申請取次委員会の共催で、福岡会の古城良先生をお迎えし、国際業務の実務と申請取次者のコンプライアンスに関する研修を実施しました。

当日は、国際業務になじみが薄い会員も多い中、国際結婚や帰化申請、在留資格関連の各業務について、相談を受ける際に留意すべき点や業務上陥りやすいリスクなどを、事例も交えながら大変わかりやすく講義いただきました。

また、研修終了後にも古城先生を囲んでの懇親会も催されましたが、研修会では質問できなかった個別の質問をする方もあり、こちらも大盛況でした。



# 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター長崎県支部

(愛称：コスモス長崎) 令和元年 10 月 26 日

## 第一部◆市民公開講座

### 「成年後見セミナーフェア in 2019 出島」(参加 27 名)

#### 1、エアースタジオ

ナレーターの話りに合わせて、老人役、息子役、後見人役などをジェスチャーでコスモス会員が「サイレントスタジオ」を演じました。法定後見編と任意後見編の二話を演じ、セリフも長崎弁を交えたわかり易い説明で初めて聞く人にも、成年後見制度の全体像が理解できるように工夫された内容でした。



#### 2、遺言書・エンディングノート作成講座

コスモス会員が講師となり、オリジナルの資料に基づいて、「遺言事項、付言事項、別紙目録」の順に遺言書全体の解説とエンディングノートの使い方が紹介されました。

## 第二部◆講演会：「超高齢社会への対応—これからの地域密着型行政書士」

講師（一般社団法人）コスモス成年後見サポートセンター理事長  
福岡県行政書士会会長 野田昌利先生

講義に先だって高齢化率（65歳以上が総人口に占める割合）  
「7%以上—高齢化社会、14%以上—高齢社会、21%以上—超高齢社会 因みに2019年9月現在28.4%」の説明。

成年後見制度の3つの理念

本人の①意思決定権の尊重、②残存能力の活用、③ノーマライゼーション  
の実現をどう支援、促進していくか？

特に認知症施策推進大綱（令和元年6月18日閣議決定）において成年後見に関する相談機関が

- 裁判所から自治体に移行し
- 自治体を中心に地域連携ネットワークの専門職等によるチーム支援となり、
- 自治体に取り組む事業（施策）となる。

以上に対して今後、行政書士会とコスモスがどう取り組むか、福岡会の現在の取り組み方を紹介しながらの講義でした。



## 令和元年度行政書士試験の開催

令和元年11月10日に長崎大学文教キャンパスにて行政書士試験が行われました。

長崎県では246名の受験者が粛々と試験に挑み、緊張感に包まれたまま無事に終了しました。

令和2年1月29日に合格発表があり、合計39,821名（前年比+716名）の受験者の内、全国では4,571名（合格率11.5%）、長崎県では29名（合格率11.8%）の合格者数となりました。



令和元年度試験スタッフ集合写真

## これからの建設業界 ～建設業行政の最前線～

講師：国土交通省 土地建設産業局 建設業課 建設業政策企画官 平林剛様

11月1日(金) CIIC様と共催で、これからの建設業界というテーマで講和をいただきました。(以下内容の抜粋)

### 1、建設業の現状について

- 国土強靱化のための3か年緊急対策（老朽化・防災等のためのインフラ期）  
国交省予算 6323億 ・臨時特別措置 8503億円 その他補正等  
公共工事に関する予算は9.5兆上乗せ予算計上



2、建設業の若手不足（高齢化、将来の人材不足）等問題が顕在化している、その割に業界的に働き方改革は遅れており、そのあたりを課題と考えており、新・担い手3法を基本に、建設業界のイメージアップを図る。

#### ① 品確法における施工時期の平準化への取り組み

働き方改革関連……長時間労働是正→工期の適正化、発注者に著しく短い工事契約を禁止する、見積・工程・工期に関する見積りを適正に行い工事平準化発注者の努力義務とする、下請けに対し労務費部分は前払いを要請する通知を行う、発注者へ工期に影響を及ぼすことが事前にわかっている場合は契約

締結までの通知を義務化する。

例) 著しく短い工期の判断

- 一律に判断は困難→中央建設業審議会において策定した工期に関する基準で示した事項が考慮されているか
- 過去の同種類似工事の実勢の比較
- 建設業者が提出した工期の見積もり（努力義務）の内容の精査を行い許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。  
上記を破ったら → 発注者へ勧告 → 元受けへ指示処分  
(許可行政庁に駆け込みホットラインを作成)



- ② 品確法（発注者の責務）と入契法（努力義務化）による工期の平準化  
人口10万人以上の市に関し重点的に取り組みの実施をはたらきかける  
(平準化の進捗・取り組み状況の見える化 → フォローアップ)

～改正品確法適正化指針～

1. 必要な工期の確保
2. 計画的発注
3. 災害時における運用指針改正ポイント



～生産性向上～

- 技術者の専任要件の緩和……技士補制度の導入等により監理技術者2現場OKとする  
専門工事一括管理施工制度……似た専門工事を行う場合一時下請けの主任技術者をおけば2次以下は不要等
- 監理技術者の2現場兼務可能に
- 主任技術者（令和2年10月1日施行）や経營業務の管理責任者の法改正（事業者全体として経営能力を判断する改正）を行う
- 事業承継に関し許可の空白期間ができないような制度改正を行う
- 建設業キャリアアップシステムの利用による特定技能制度等での外国人雇用等建設業従事者数の増加を目指す

上記のような諸々の法・制度緩和・施策等により、建設業の今後の発展に尽力しているところです。

### 補足 新・担い手3法について建設業法・入契法・品確法の一体的改正

建設産業が将来にわたり持続的に活躍していけるよう、働き方改革や生産性向上の実現を図ることを目的に、政府により「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が、議員立法では「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が提出されました。

これらの「新・担い手三法」は、2019年6月に成立し公布されました。

いずれも、建設業の将来の担い手を確保し、建設業の持続性を確保するため、建設業の働き方改革の促進、建設現場の生産性向上及び災害時の緊急対応強化などの持続可能な事業環境の確保などの観点から改正されたものです。

## 市民公開無料セミナー「行政書士というお仕事」

令和元年 12 月 14 日（土）

会場：セントヒル長崎

（会員参加 25 名：一般参加 15 名）



### 第一講◆行政書士の業務と開業前の準備について

講師：山脇正隆会長

「サムライ業」と呼ばれる代表的な弁護士、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、社会保険労務士の活動内容についてそれぞれの解説に始まり行政書士については資格取得の方法、業務内容、入会登録手

続まで一般の人にわかりやすい説明でした。



### 第二講◆早期安定のための経営手法について

講師：福岡県行政書士会副会長 池松伸一先生

各士業の現状についての説明後、行政書士の現状について代表的な

- (1) 建設業許可の場合を中心に
- (2) 業務の二極化（許認可）（民事・企業法務）

具体的に上記の傾向等の解説

以下は

- 成功と失敗の要因
- 成功の定石
- 成功のための経営は「仕組み」で決まる
- 今スタートするために必要な「構え」と「型」
- 安定経営のビジネスモデル
- 安定経営のための集客方法

26 歳で行政書士登録後、御自身の貴重な体験から失敗談も交えながら説得力のある講義でした。

年の瀬も押し迫っての開催でしたが開業前参加者が全体参加者の 4 割程という行政書士の底上げには定期的な開催の必要性を感じるセミナーでした。



所在地：〒850-0921 長崎市松が枝町7-29 長崎港湾合同庁舎

電話：095-822-5289 FAX：095-828-3871

業務内容：在留審査一般・空港業務 管轄：長崎県・佐賀県



### ①管轄・体制について

2019年4月に法務省の内部部局から外局の「出入国在留管理庁」となり、業務体制が強化されました。

当所では主に、長崎港、長崎空港及び佐世保港の出入国審査業務と県内に居住する外国人の在留審査を行っています。近年はクルーズ船の増加で出入国審査業務が増大していることから、職員の配置人員も増加しているところです。長崎空港や佐世保港へは航空機やクルーズ船の到着時間に合わせて職員が出張していますが、当所職員のみでは不足する場合は、福岡局管内及び大村センターから応援派遣を受けて対応しています。

### ②在留審査・海港業務について

2018年末現在における長崎県内の在留外国人数は、10,369人（対前年比101.5%）で、国籍別では、中国人が最も多く、次いでベトナム、韓国、フィリピン、米国の順になっており、同5か国で全体の74パーセントを占めています。在留資格別では、留学の2,194人、次いで永住者の1,791人、技能実習2号口の1,678人となっています。

一方、県内の2018年外国人出入国者数は68,691人（対前年比97.9%）、日本人の出入国者数24,736人（対前年比103.8%）、船舶観光上陸許可数656,348件（対前年比98.2%）とほぼ前年と同程度になっています。2020年4月には佐世保市の浦頭岸壁に新たなターミナルが竣工予定となっており、長崎港（松ヶ枝・出島）に加え、佐世保港（三浦・浦頭）でも2隻同時入港が可能になることから、適切な審査体制を整えるべく準備をしているところです。

長崎港のクルーズ船に係る船舶観光上陸許可数472,383件は、博多港、那覇港に次いで全国3位、佐世保港の183,965件は4位となっています。

### ③外国人材受入れ制度について

深刻化する人手不足に対応するため、2019年4月1日から新たな外国人材受入れ制度が開始され、在留資格「特定技能」が新設されました。対象となる14の特定産業分野は多岐にわたることから、当局は関係省庁や地方自治体及び登録支援機関などをつなぐ統合調整の役割も担っています。県内でもすでに農業及び造船の分野などで活躍しており、今後も増加が見込まれます。

### ④各種申請に当たっての留意点

申請書の記載漏れや立証資料の添付漏れが散見されていますので、申請に当たっては内容の確認をお願いします。不明な点や疑問に思うことがあれば、お気軽にお問合せください。

なお、特定技能に係る問合せ先については、別紙（出入国在留管理庁ホームページ資料抜粋）を参照願います。



### 〈関連情報〉

2020年1月より、在留資格高度専門職、経営・管理、研究、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤及び技能の審査におけるカテゴリーについて、カテゴリー2が「前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調査合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人」となる等の変更がなされました。

## 14の特定産業分野に関する問合せ先についてはこちら

分野所管  
行政機関

|    | 特定産業分野      | 分野所管行政機関 | 担当部署  | 連絡先 ( ) 内は内線                      |
|----|-------------|----------|---|-----------------------------------|
| 1  | 介護          | 厚労省      | 社会・援護局福祉人材確保対策室   | 03-5253-1111 (2125, 3146)         |
| 2  | ビルクリーニング    |          | 医薬・生活衛生局生活衛生課   | 03-5253-1111 (2432)               |
| 3  | 素形材産業       | 経産省      | 製造産業局素形材産業室   | 03-3501-1063                      |
| 4  | 産業機械製造業     |          | 製造産業局産業機械課  | 03-3501-1691                      |
| 5  | 電気・電子情報関連産業 |          | 商務情報政策局情報産業課  | 03-3501-6944                      |
|    | (製造3分野全体)   |          | 製造産業局総務課  | 03-3501-1689                      |
| 6  | 建設          | 国土省      | 土地・建設産業局建設市場整備課   | 03-5253-8283                      |
| 7  | 造船・船用工業     |          | 海事局船舶産業課  | 03-5253-8634                      |
| 8  | 自動車整備       |          | 自動車局  | 03-5253-8111 (42426, 42414)       |
| 9  | 航空          |          | 航空局<br>①航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課<br>(空港グランドハンドリング関係)<br>②安全部運航安全課乗員政策室<br>(航空機整備関係) | 03-5253-8111 (①49114)<br>(②50137) |
| 10 | 宿泊          |          | 観光庁観光産業課観光人材政策室   | 03-5253-8367                      |
| 11 | 農業          | 農水省      | 経営局就農・女性課   | 03-6744-2162                      |
| 12 | 漁業          |          | 水産庁企画課漁業労働班   | 03-6744-2340                      |
| 13 | 飲食料品製造業     |          | 食料産業局食品製造課  | 03-6744-7180                      |
| 14 | 外食業         |          | 食料産業局食文化・市場開拓課  | 03-6744-7177                      |

## 制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等についての問合せ先はこちら

法務省

| 官署名  | 住所                            | 連絡先  |
|--|-------------------------------|--|
| 法務省入国管理局総務課広報係   | 東京都千代田区霞が関1-1-1               | 03-3580-4111(2737)   |
| 札幌入国管理局総務課   | 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎       | 011-261-7502   |
| 仙台入国管理局総務課   | 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 | 022-256-6076   |
| 東京入国管理局総務課   | 東京都港区港南5-5-30                 | 03-5796-7250   |
| 東京入国管理局横浜支局総務課   | 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7             | 045-769-1720   |
| 名古屋入国管理局総務課<br>○受入れ・共生関係<br>総務課<br>→審査管理部門(2019年4月1日以降)<br>○在留資格「特定技能」関係<br>就労審査部門<br>→就労審査第二部門(2019年4月1日以降) | 愛知県名古屋市港区正保町5-18              | 総務課 052-559-2150(代)<br>審査管理部門 052-559-2112<br>就労審査部門 052-559-2114<br>就労審査第二部門 052-559-2110 |
| 大阪入国管理局総務課   | 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53          | 06-4703-2100   |
| 大阪入国管理局神戸支局総務課   | 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎     | 078-391-6377(代)  |
| 広島入国管理局入国・在留審査部門<br>→就労・永住審査部門(2019年4月1日以降)  | 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎     | 082-221-4412(代)  |
| 高松入国管理局総務課   | 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎         | 087-822-5852   |
| 福岡入国管理局総務課   | 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎  | 092-717-5420   |
| 福岡入国管理局那覇支局審査部門  | 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎    | 098-832-4186   |

○2019年4月1日から、入国管理局は出入国在留管理庁に組織改編します(住所・電話番号は変更なし)。

○在留資格「特定技能」の詳細については、法務省HPを御参照ください。→「法務省 特定技能」で検索☆



登り頂上に着いた。豆殿は、海峡に睨みを利かす要塞であったことから分かるが豆殿から見る東シナ海の眺めは絶景の一語。この眺望を万葉歌人ならどう詠むだろうか。その才が無い我々が今更悔やんだところで、どうしようもない。しかし、我々にはスマホやデジカメで撮りまくればよいではないか。辺り一面はインスタ映えする風景ばかりだ。

何時の旅でも夜の宴会は格別だ。「口実は何であっても多勢の人が集まって、時を忘れる機会を作るのは良いことである」とはよく言ったもんだ。今回は口実でなくて、ちゃんとした理由がある。地元の行政書士有志4人を交えて10人での旅先の小宴、盛り上がらない筈がない。寿処の主人が出す料理の品数を間違えたのではないかと思うぐらい、しかも郷土料理も取り混ぜてテーブル狭しと出してくれた。飲物がまたいい。地元唯一の酒蔵・河内酒造が誇る銘酒「白嶽大吟醸」に「対州美つしま」、焼酎は今回都合で参加できなかった地元の重鎮黒瀬先生が差入れてくれた。麦の「対馬やまねこ」に芋の「伊藤」。時を忘れることは良いことばかりと、久し振りに鯨飲した。楽しそうに飲んでる皆の顔を見てみると、自分まで「人生勝ち組」の一人に入れてもらった気分になってくるから愉快だ。二日目は、地元の畑島先生がホテルにきてくれ、自ら対馬の案内を買って出てくれた。畑島先生が先導する車の後に続いて向かったのは太祝詞神社。対馬ト部の祭社・太祝詞神を祭り、かつては亀トが行われていたとか。神社拝殿手前の左側に、それまで村社であったのが昭和6年9月16日に県社に昇格したときの、大きな2メートルは超えるだろう記念碑が立っており、その当時かなりの威光を誇ったことであつたらう。今は古色蒼然とした中にひっそりと佇んでいるばかり。観光パンフレットに、6月には「ツシマヒメボタル」の乱舞が観られるとあるが、神社前の小川の水は涸れて干し上がっていた。鳥帽子岳は標高僅か176メートル、展望台から浅茅湾を一望に見渡せる。佐世保の展海峰から見る九十九島の眺めとそっくりだ。鳥帽子岳は国内で最も標高が低い景色の良い展望台といえるだろう。対馬は、あなごの水揚げ量は日本一とかで、昼食は「対馬黄金あなご」がお勧めと畑島先生について行った。市街地の瀟洒な料理店を連想していたが、浅茅湾の小さな入江のそのまた奥の小さな漁港の傍にある隠れ家的な店であつた。あなごの味比べとばかりに各人が注文した料理は「あなごのせいり蒸



対馬北端の韓国展望所での記念写真

し」「白焼き」「あなごカツ」等々。いずれも想像以上の肉厚でしかも美味。本場のあなご尽くしとあって何故か他人のが美味そうに見えてしょうがない。旅の開放感とあなごの旨さと、ビールと冷酒の酔いで昼間から店内の賑いを我々が一人占めしたかの様な盛りりであった。最後は、北端の韓国展望所。展望所には朝鮮半島との交流の歴史が一目で分かるように工夫された小さな資料室と側には方位図と大きな双眼鏡、双眼鏡は使用料タダとは気前がいい。釜山の街が手に取るように見える。対馬の南北縦断 82 キロのドライブ旅行、道なりに走ったことを考えたら優に 100 キロは超えるだろう。対馬海峡が陸続きなら、釜山・対馬間を往復した距離になる。旅を通じて、あまり人の姿を見かけなかったが、人口約 3 万人の中、約 6 割が厳原・美津島に集中していて残りが全島に分散しているわけで、我々がむしろ人の居ない所ばかりを選んで行ったのだろう。ツシマヤマネコやイノシシは、夜行性ということもあって一度も遭遇することはなかった。

対馬の旅で、名所旧跡や石碑、由緒ある神社の来歴から朝鮮半島や大陸との活発な交流があったことも知ることができた。対馬の手付かずの貴重な自然遺産、客寄せのためのテーマパークの類いだけは御免被りたい。樋口一葉が半井桃水に師事し、その桃水にほのかな恋心を抱いていたということは知っていたが、桃水がここ対馬は厳原の出身ということは初めて知った。下調べをしていたら、「半井桃水館」にも立寄ることも出来たかもしれない。

いつの日かまた、対馬を旅する機会があるだろうか。〈完〉

## 大村東彼支部

支部長 川添 亨

### 1、支部名の変更

令和元年 10 月 30 日開催された県行政書士会理事会において、次の通り変更が承認されました。

- 新支部名 大村東彼支部（現行の大村支部⇒大村東彼支部）
- 変更日（施行日） 令和 2 年 1 月 1 日
  
- 理由変更（参考までに）
  - ・旧大村支部の会員は 30 名であるが、このうち 7 名が東彼杵郡 3 町の会員であり、年々増加傾向にある。
  - ・相続遺言、農転等地域の生活に密着した業務がこれら地域でも増えつつあり、住民の方々の利便性の向上と行政書士業務の拡大を図る必要がある。
  - ・東彼 3 町での合併等の計画は、今のところ論議されず、当分の間、現在のまま推移するものと思われる。
  - ・各種団体、協会においても「大村東彼……」と冠したものが一般的である。

### 2、行政書士記念日 公開講演会の開催

次の要領で 2 月 22 日の行政書士記念日にちなんで公開講演会と無料相談会を開催いたします。

講演会 行政書士記念 文化生活公開講演会（名称は仮称—現在検討中）  
場 所 ミライ on 図書館（新設の県立市立合体図書館） 多目的ホール  
日 時 令和2年2月29日（土）

13時30分 開会

13時40分 講演1

大村藩と城郭、カトリック世界遺産

次の休みは山に行っています

～やみつき山城歩き 本物のすごさ～

講師 大村市文化振興課長 大野 安生

14時50分 講演2

相続、遺言等と公正証書について

講師 諫早公証役場 公証人 林 久義

16時00分（約1時間程度）

行政書士による相続、遺言等生活全般の無料相談会

ミライ on 図書館はJR大村駅前にあります。駐車場は広く、しかも時間制限なく無料です。各地の行政書士会員の方も多数ご来場ください。

※本誌の発行にあたり、掲載要望のあった支部のみ掲載しております。

## 第1弾 「津田<sup>さねずみ</sup>真純行政書士」編

行政書士津田<sup>さねずみ</sup>真純事務所

行政書士 津田 真純

所在地 長崎県諫早市高来町富地戸 37 番地 5

登録年月日 平成3年8月1日

(企画広報部員) 津田先生が行政書士になられたのはどのような経緯だったのですか。

(津田) 私は、雲仙市内の出身で、高校卒業後に上京して新聞配達をしながら夜学に通い、大学卒業後に不動産会社や測量会社で働きました。その後、30歳代半ばで長崎に戻ってきまして、諫早市内の行政書士兼業の社会保険労務士事務所に勤務し、行政書士補助者としての職務に従事し、行政書士試験にも合格しました。

この間に結婚もしまして、5年ほどその事務所にお世話になったところで、当時の所長に独立したいと申し出ましたところ、行政書士部門を引き継いで宜しいとのお話をいただき、15件の建設業のお客様をのれん分けで引き継がせていただきました。

(部員) すると、開業時から顧客がおられたのですね。その後、顧客とのつながりはどのようにして積み重ねていられましたか。

(津田) 開業した当初、地元を中心として建設業者50社に開業挨拶のダイレクトメールをお送りし、このうちの1社からご相談の連絡をいただきました。また、のれん分けしていただいたお客様は、今も継続してご依頼をいただいております。通常は、顧客からのご紹介や、司法書士や税理士からのご紹介が多いです。これまで通算して150社前後の手続きを受託して参りました。開業した当時は、専門の行政書士は少なかったですので重宝されました。

(部員) 業務の構成はいかがですか。

(津田) 建設業許可申請や経営事項審査申請、入札参加資格審査申請などの建設業関連業務が主体で80%程度、続いて廃棄物処理法に基づく許可申請等10%、他に会計記帳などを受託させていただいております。

(部員) これまででご苦労されたことはどのようなことですか。

(津田) 苦労したことは色々ありますが、開業後間もないときでしたが、報酬に関して、依頼者に受託前に説明をしていたつもりでも、依頼者側がよく理解されていなかったようで、請求時に改めて報酬額の協議をしなければならなくなったことがありました。それ以降は、前もってきちんと合意形成を図るようにしています。

(部員) 顧客への向き合い方や業務に当たって気を付けられていることはどのようなことですか。

(津田) 顧客が尋ねたいことについて、できる限り詳細に調査し、誠実かつ丁寧に回答することを心掛けています。また、可能な限り速やかに対応するようにしています。

行政書士の仕事は継続する案件が多いですが、信頼を得ることで継続した依頼を受けることができると考えております。

また、行政書士は、顧客の色々な相談の窓口のような立場ですので、できるだけ気軽に相談し

ていただけるように対応することを心掛けております。

顧客へは、少なくとも毎期の決算後には、先方からの連絡の有無にかかわらず訪問させていただき、コミュニケーションを図っております。

顧客からの信頼は、コツコツと積み重ねていくものです。長い時間をかけて顧客は増えていくものであると考えます。今があるのは、お客様に鍛えられてきているからだと感じております。

行政書士会の活動や相談会の相談員としての活動に参加することは、仲間や特に新しく入会された方々とコミュニケーションを図るためにも、とても大切だと考えております。可能な限り参加していきたいです。

(取材：企画広報部員 青山周広)



津田事務所の縁の下の力持ちである奥様と

## 第2弾 「土嶋和浩行政書士」編

どしま行政書士事務所

行政書士 土嶋 和浩

所在地 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 307 番地 7

登録年月日 平成 12 年 1 月 14 日

**(企画広報部員)** 行政書士になられた経緯をお教えていただけますか。

**(土嶋)** 私は、大学卒業後に 6 年間ほど民間企業を転々と勤務し、ふとしたことから行政と民間をつなぐ行政書士という仕事を知って興味を持ち、働きながらこの試験を受け、合格しました。

合格当時は、知人の紹介で土地家屋調査事務所に勤務しており、当時の事務所の所長から、行政書士を講師とした勉強会を行うので参加してみないかとお誘いいただき、初めて「行政書士」にお会いしました。その方に、合格したばかりなので事務所におじゃましたいとお願いし、後日訪問して色々とお話を聞くことができました。

当時、その行政書士の方も含めて数人の行政書士の方々が独自に実務の勉強会をしたり、遊びに行ったりしておられ、そこにも参加させていただき仲良くさせてもらうようになりました。そのうちの一人の先生から、早く登録して自分の事務所に来て、仕事を手伝いながら業務の勉強をしたらどうかとお声掛けいただき、入会金を貯めて 29 歳の時に登録しました。半年くらいはその先生の事務所に毎日出向いて、納税証明書の取得についてなどの基本的なことも含めて業務を教えてもらいながらお世話になりました。その時に、同じくらいの時期に入会した行政書士の仲間とも出会うことができ、今でも定期的に情報交換しています。

**(部員)** 行政書士としての業務は、どのように開拓しましたか。

**(土嶋)** 開業してしばらくは、ダイレクトメールを年 2 回は 100 ～ 200 通送っていました。最初に送ったときには、個人で建設業をされていた方から電話がありました。先輩に相談したところ、教えるからそのお仕事を安心して受けなさいとのお話があり、新規の建設業許可申請を受託し、段取りなど指導してもらいながら書類を作成し、無事に許可を受けることができました。

最初の頃は、ダイレクトメールを受けた方や飛び込み営業などから受託しながら、業務の勉強も進めました。一般企業では、行政書士として活躍できる業務は自社で対応されていることなども多いです。ひよんなことからお仕事をいただいたり、興味のある分野の業種の事業者へ飛び込みなどで訪問して、わずかずつでも仕事をさせてもらいながら、徐々に全般的に頼んでもらえるようになったりしました。しかしダイレクトメールはあまり効果的ではなかったですね。

現在は、既存のお客様のほか、顧客からのご紹介や、司法書士や税理士、同業の行政書士など横のつながりで仕事をさせていただくことも多く、顧客や業務の幅も広がっていきました。

**(部員)** 業務の勉強はどのようにされましたか。

**(土嶋)** 先輩たちに追いつくため、若手の行政書士で自主的に勉強会をしたり、無料相談会を開催したりして勉強をしました。先輩や仲間との情報共有や情報交換はよくやってきました。若手のグループ共同でホームページを作成し、業務の依頼があったら分担して対応したりもしました。

また、土地家屋調査士事務所の勤務時に身に付けたCADの知識を使って、先輩の廃棄物関連業務や風俗営業の業務を手伝わせてもらいながら、業務の知識を得ていきました。

(部員) 現在の業務の構成はいかがですか。

(土嶋) 建設業許可申請や経営事項審査申請、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可申請、風俗営業許可申請やスナックなどの深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届、農地転用許可申請などを行っています。自動車登録や車庫証明、相続などの業務も行います。その中でも風俗営業法関係の業務が一番面白いと感じていますね。

(部員) 行政書士の業務を行う上で心掛けていることはどんなことですか。

(土嶋) 顧客に対して専門家<sup>づら</sup>面しないこと、事務所の敷居を上げないこと、難しい専門用語を使わないことは肝に銘じています。細かいですが、専門書も顧客から見えない場所に置いています。

また、行政と顧客とのパイプ役として、個別の申請に関する行政からの課題についても、適切に意思疎通を行い、プロとして責任を持って業務を遂行することを心掛けています。

(部員) 新たに行政書士になれる方に一言お願いします。

(土嶋) 実際の行政書士業務のことや事務所の経営についてなど、先輩や同業の方とのコミュニケーションを通じて、ヒントを得たり解決できたりすることもあります。

私自身、先輩方に教わってこれまでやってきましたので、今後は私がお伝えしていく立場だと考えています。

(取材：企画広報部員 青山周広)



事務所前にて



親しみやすい雰囲気の事務所内

## 各部・委員会の動き

### 総務部

担当副会長 廣田賢治

総務部長 渡邊真純、総務副部長 西村正則、

総務部員 川村明渡、鶴田隼人、宮本秀樹 (敬称略)

#### (会議出席等)

|              |                     |            |
|--------------|---------------------|------------|
| 令和元年 6月 24日  | 正副会長会議              | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 7月 3日   | 支部長会議・理事会           | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 7月 9日   | 合同部会                | 出席         |
| 令和元年 7月 20日  | コンプライアンス研修会開催       |            |
| 令和元年 7月 23日  | 報酬額トラブル会議           | 出席         |
| 令和元年 7月 24日  | 総務部会会議              | 開催         |
| 令和元年 8月 9日   | 正副会長会議              | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 8月 30日  | 豪雨災害の被害アンケート送付      |            |
| 令和元年 9月 6日   | 報酬額トラブル会議           | 出席         |
| 令和元年 9月 10日  | 業務指導部部会             | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 9月 11日  | 報酬額トラブル注意喚起文書送付     |            |
| 令和元年 9月 20日  | 経理部部会               | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 10月 21日 | 正副会長会議              | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 10月 30日 | 支部長会議・理事会           | 出席 (議事録作成) |
| 令和元年 11月 18日 | 綱紀委員会開催前会議          | 開催         |
| 令和元年 12月 10日 | 綱紀委員会会議             | 出席         |
| 令和元年 12月 14日 | 「行政書士というお仕事」講演会、懇親会 |            |

#### (九地協)

|              |                              |                    |
|--------------|------------------------------|--------------------|
| 令和元年 6月 4日   | 九州地方協議会引継ぎ会議                 | 出席<br>(於 熊本県行政書士会) |
| 令和元年 7月 8日   | 九州地方協議会 (宮崎県開催)              | 資料作成               |
| 令和元年 11月 18日 | 九州地方協議会、日行連との連絡会<br>(鹿児島県開催) | 資料作成               |

#### (規則改変等)

|             |                       |  |
|-------------|-----------------------|--|
| 令和元年 11月 1日 | 長崎県行政書士会会員の広告に関する運用指針 |  |
| 令和元年 11月 1日 | 就業規則 (正規職員) 賞与変更      |  |

## 経 理 部

担当副会長兼経理部長 廣田賢治

経理部員 大宅和子 林田孝行 渡邊卓 森菜津美 (敬称略)

### (会議出席等)

令和1年 7月 9日 合同部会

令和1年 7月 16日 第1回経理部部会

### (月1回の経理部員による経理書類確認作業実施)

令和1年 10月 18日 中間監査

令和1年 11月 28日 第2回 経理部部会

以上報告します。

今後も支部会費の送金事務や決算事務等がスムーズに進むよう、尽力いたします。

## 国際交流委員会

### 「民団・県地方本部対馬支部を表敬訪問」

長崎県行政書士会 国際交流委員長 塩塚 颯

行政書士会諫早支部では、毎年「支部研修旅行」を計画していて、九州一円、台湾、韓国まで足を延ばしている。長崎県行政書士会の落合会長の時に、「韓国の行政士会」を表敬訪問したことがあった。最近特に日韓関係が悪化し、対馬は韓国人観光客が激減したというニュースが連日のように報道を賑わしている。こういった状況の中、諫早支部の今年の研修旅行について役員会で「対馬旅行」を提案し、全役員の賛同を得た。目的の一つに在日本大韓国民団（民団）の県地方本部対馬支部が昨年12月に設立されたことで、県会の国際交流委員長を務めている私の民団対馬支部の表敬訪問は私の責務だとの強い思いを全役員に理解してもらい嬉しかった。

対馬は、韓国に最も近い隣国で、朝鮮から日本へ派遣された朝鮮通信使が江戸時代に上陸した日本最初の地である。江戸時代に朝鮮と江戸を往復した華やかな友好外交使節団の朝鮮通信使行列のイベントが、今年どうなるかと心配していたが再現された。対馬藩は両国間の平和構築と文化交流に貢献してきた。対馬では、今年心配していた「朝鮮通信使」行列のイベントが今年も華やかに開催され友好の絆を確認できたことは大変喜ばしい。文化交流としては「韓流ドラマ」は実に素晴らしく、嵌ってしまう視聴者もかなり多い。近年の日韓関係の悪化は慰安婦問題や徴用工の問題がまた浮上し、それにGSOMIA破棄の問題等のニュースが連日のように報道されている。対韓輸出規制強化以降、特に韓国人観光客が激減して対馬市内は大打撃を受けている。こういった時だからこそ支部の対馬旅行だ。旅行初日の午前中は、対馬の歴史を知るべく観光ガイドと一緒に観光地巡り。まず対馬藩の儒学者・雨森芳洲の「誠信交隣」の記念碑。「互いに欺かず、争わず、真実をもって交わること」と外交理念が刻まれている。日韓関係悪化の時代だからこそ、お互いの国は

「誠信交隣」の精神を実践すべきだ。ガイドと巡る各地での説明を聞くにつれ、対馬藩は室町時代から江戸時代にかけて途中豊臣秀吉の朝鮮出兵で断絶したが、朝鮮王朝と江戸幕府の関係修復に奔走し、200年以上に亘る交流に貢献していることなど対馬と韓国の交流の歴史を知り深く感銘した。交流の歴史を少しばかりかじって、午後2時頃民団対馬支部を表敬訪問した。民団対馬支部は対馬厳原の中心街にあり、民団支部の玄関前には多くの民団の皆様方が手を振って笑顔で出迎えてくれた。早速部屋に通され、金 鍾鎬師団長・李 光勳南部地区長・朴 盛彬事務次長と名刺交換、緊張した雰囲気の中で長崎県行政書士会国際交流委員長として、我々の表敬訪問の主旨と日韓親善友好交流に関する要望書を読上げた。長崎県行政書士会は韓国との友好交流に力を入れている。国際交流委員会の委員の増員、対馬の支部長、長崎県日韓親善協会の吉川理事、李 泳勳先生の3名ほか8名体制だ。国際交流委員会は県会に対して「長崎県日韓親善協会」に法人として入会することを強く要望していることや、私は平成元年に諫早中央ライオンズクラブに入会し会員歴30年以上になるが、以前韓国金浦ライオンズクラブと何回か民間交流でお互い行き来し、宴席で酒を酌み交わしたりしたが、韓国人との会話が分からず困ったことがあった。私は、中学時代の同級生で韓国籍の金城鐘明君（当時、民団長崎支部の団長）を思い出し、平成7年にライオンズクラブ会員に誘ったこと等や彼（金さん）との思い出を民団の皆様方に語りだすと皆笑顔で頷きながら話を聞いてくれた。緊張した固苦しい雰囲気も一変し、熱いコーヒーを頂きながら暫し歓談。お互い固い握手を交わした後、壁の韓国旗の前で記念写真を撮ってもらった。日韓友好親善の大役を果たし、10名くらいの民団関係者に笑顔で見送られ民団対馬支部を後にした。国際交流は、こういった民間交流から始まるもので、現在の両国政府の政治的葛藤は人々の自由な交流を阻害している。とても友好的な民団の皆様と別れた車中で「誠信交隣」が頭を過ぎった。アンニョンヒケセヨ……。〈完〉



## 特定行政書士委員会

特定行政書士委員会  
委員長 原田久也

※特定行政書士とは、日本行政書士会連合会が実施する「特定行政書士法定研修」の課程を修了（所定の講義を受講し、考査において基準点に到達）した行政書士です。

なお、特定行政書士の行政書士証票には「特定行政書士」である旨が付記されます。

※特定行政書士法定研修とは、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申し立て手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づいて実施する研修です。

長崎会における、平成27年度（初年度）からの特定行政書士法定研修修了者の推移は次のとおりです。

|        |               |    |
|--------|---------------|----|
| 平成27年度 | 平成27年12月4日付記  | 9名 |
| 平成28年度 | 平成28年11月15日付記 | 5名 |
| 平成29年度 | 平成29年11月15日付記 | 1名 |
| 平成30年度 | 平成30年11月14日付記 | 2名 |
| 令和元年度  | 令和元年11月13日付記  | 2名 |

なお、令和2年度「特定行政書士法定研修」のご案内及び実施要項については、連合会が発行する「月刊 日本行政」に掲載されますので、ご確認ください。

以上

※本誌の発行にあたり、掲載要望のあった部・委員会のみ掲載しております。

# 令和元年度 第 60 回 長崎県行政書士会定時総会議事録 (抜粋)

日 時 令和元年 5 月 24 日 (金) 13:00 ~ 15:30  
場 所 ホテルニュー長崎 (丹頂の間)

開会の辞 塩塚副会長より  
会長挨拶 山脇会長より

物故会員及び物故者へ黙祷 一同起立して黙祷。

## 新入会員の紹介

香椎総務部長より計 23 名の入会年月日順に新入会員を読み上げられる。

## 定足数の発表

総務部長より、総会構成員総数 390 名、本日の出席者 73 名、委任状提出による出席者 161 名、合計 234 名で総数の 2 分の 1 以上の会員の出席により、本総会は有効に成立しているとの発表がありました。

議長選出 議長選出についての発議があり、出席会員より「執行部一任」との意見を受けて、大村支部〈田口一信会員〉が指名され承認されました。

## 議事録署名人指名並びに議事録作成人委嘱

議案審議 第 1 号議案から順次議案の審議に入りました。

議 長 第 1 号議案「平成 30 年度会務及び事業報告の承認について」並びに第 2 号議案「平成 30 年度決算報告の承認について」について、関連議案につき一括審議することを提案し了承を得た後、執行部に説明を求めた。

執 行 部 第 1 号議案について、総務部から順次、各部・各委員会の部長・委員長から説明が行われた。第 2 号議案について大宅経理部長より説明が行われ、監査報告については前田監事より適正に処理されていることの報告が行われた。

議 長 第 2 号議案について、事前に提出された質問書を基に執行部からの回答を求めた。

## 【質問書の内容】 質問者：佐藤誠三会員 (長崎支部)

- ① 会費の徴収方法が県会にて行うこととなることに伴い、今後、会費を滞納した会員への対応について
- ② 顧客を紹介する際、信頼ある会員を紹介したいという理由から、長期間会費を滞

納している会員の情報を個別に開示して欲しい。

廣田副会長

①について

本会の会費滞納状態についての報告。平成 31 年 3 月 31 日時点で未納会費が 161 万 2000 円となっている。問題点として、(1)滞納会員が特定の支部に集中していること(2)特定支部での支払滞納処理の不徹底(3)特定支部での催告処理の不徹底がある。今後の対応として、早期に関係支部役員及び新旧経理で対応策の検討会を開催し、支払報告記帳のすり合わせと確認作業を徹底する。その上で、滞納会員への対応策を支部と本会が相互に確認する。正当な理由なく、且つ、支払意思のない会員については、会則 28 条に基づいて処分の手続きを実行する。処分として(1)訓告(2)会員名の公表(3)廃業勧告の 3 点を行う。昨年度までの支部経由を本年度から本会の直接納入に変更したことにより滞納会員の把握が容易になると思う。滞納会員に対して訓告ではなく、お知らせとしての納入を促す通知を出す。行き違い等の防止を図る。本年度は滞納会費対象策を重点に置いていきたい。また、平成 31 年 3 月 31 日までの滞納会費の徴収については滞納会員の所属する各支部にて対応していただきたい。

②について

こうした情報の取り扱いには個人情報の保護があり、かつ行政書士法に基づく長崎県行政書士会会則 28 条に 2 年内の会員の権利の停止の処分の場合には会員名を会報で公表すると規定されている。これは単なる未納会員については個別に情報提供することは好ましくないという風に解されるということでご理解いただきたい。さらに滞納会員に対する処分の公表について日行連の協議事項として会費未納を理由とする公表については賛否両論あったことからアンケート調査の結果、公表を取りやめる方向で調整した。結論として未納会員について個別に会員に対する状況提供は困難と解されると考えている。

議 長 執行部からの回答について質問者へ発言を求めた。

佐藤会員 それで結構であるが、可能であれば別途文章等にて周知していただきたい。

議 長 第 1 号議案、第 2 号議案について他の質問を求めた。

川添 亨会員（大村支部）

総会資料 18 頁の決算総額の内訳・会費収入 1837 万 2000 円の中に未収額 102 万 8000 円が含まれて記載されている。この表記では未収分の回収結果が分かりにくい。いかなる理由か回答いただきたい。

大宅経理部長

決算の方法については公益法人の会計基準に沿って編成している。数年前まではご指摘の方法にて計上していたが、会計基準の改正により本会の経理についても変更を

行った。

議 長 以上質疑を終え、第1号議案・第2号議案について賛成者へ挙手を求め、賛成多数により承認された旨を宣した。

議 長 第3号議案「令和元年度事業計画（案）の承認について」並びに第4号議案「令和元年度予算（案）の承認について」について、執行部に説明を求めた。

執行部 第3号議案について、総務部から順次、各部・各委員会の部長・委員長から説明が行われた。第4号議案について大宅経理部長より説明が行われた。

議 長 第4号議案につき事前に提出された質問書を基に執行部からの回答を求めた。

**【質問書の内容】** 質問者：南條研一会員（諫早支部）

他の士業の会費に比べて会費が高いように感じる。減額を検討いただきたい。

会 長 これまで、本会として多種多様の事業に取り組んできており、各役員は事業を運営するにあたり講師を役所の職員の方に依頼する等、様々な儉約に努めてきており、幸い昨年度は収支の幅を抑えることが出来ている。また、今後の経済情勢等から様々な問題等が発生することが考えられるため、これらに対応するためにも会費を減額するほどの余裕はないと考えている。何とぞご理解いただきたい。

南條会員 専業行政書士である他の支部の会員（新人会員等）と話す中で、中々仕事もなくて会費を払う分頑張っていますという声もある。そういう声もあるということを知っていただきたく問題提起を行った。その旨申し添えたい。

会 長 新入会員の持続的な事務所経営は大きな課題であり、今後も引き続き実務に即した模擬研修等を行うなど新入会員等の業務につながるよう業務の紹介のみならず、事務所経営のノウハウなど事務所経営が安定している先生からもご講演いただいて新入会員の参考になればと対応させていただいている。他の会員からも何かしら要望等あれば是非ご提案いただき、対応していきたいと考えている。

**大島雅幸会員（佐世保支部）**

本会の企画・広報について毎年ポスター等で広報活動を行ってもらっていることに感謝している。土地家屋調査士会で、車に張り付けるタイプのマグネットが配布され非常に良いと思っている。本会においても、同様のグッズの作成を検討していただきたい。

会 長 大島会員には以前から広報について様々なご提案をいただき感謝している。他の会員におかれても何かしらご提案等あれば是非運営に役立てたい。

梅枝眞一郎会員（長崎支部）

- ① 入管法の改正にあたり新しい在留資格として特定技能が創設された関係から外国人の入国が増えることに対し、長崎県は様々な取り組みを行っているが本会においても何か要望や委託などあるのか。
- ② 本会にそろそろ国際部を創設していただきたい。現在の国際交流委員会と申請取次管理委員会を精査し、国際部に上げられる者は上げ、増えつつある国際法務に対応できるようにしていただきたい。

- 会 長
- ① 外国人技能実習制度の改正については、以前から周知しているとおりに長崎県中央会と連携して研修会を実施したり、中央会に対する相談等についても本会から業務に長けた会員を紹介させていただいている。また、正式な名称は失念したが、若者の就業活動関係に対応している課が県にあり、ここが窓口となって法務省、厚生労働省、農林水産省と合同で本改正における研修等を行っているので、本会も今後は連携して事業を行っていきたいと考えている。
  - ② 国際部の創設については、提案事項、事業計画、予算案の問題もあるので今後の理事会で諮り検討させていただく。

議 長 第5号議案「役員の改選について」の説明及び報告を壇上にて選挙管理委員長から説明を求めた。

渡邊選挙管理委員長

長崎県行政書士会会則第31条及び長崎県行政書士会役員選任規則第2条第1項の定めにより会長選挙を行う旨宣した。本選挙においては立候補者が山脇正隆候補1名であったことから、長崎県行政書士会役員選任規則第29条に基づき無投票当選となり、山脇正隆候補の当選が確定したことを報告した。

議 長 以上報告を踏まえ、第5号議案について異議がないか確認し、山脇正隆会員が会長に選任された旨報告した。  
渡邊選挙管理委員長から山脇正隆会長に当選証書が授与された。

議 長 副会長、理事、監事の選考を行うため選考委員として山脇正隆会長、崎谷勉会員（長崎支部）、李泳勲会員（長崎支部）、松永順泰会員（諫早支部）、原田久也会員（島原支部）、一樂正弘会員（大村支部）、諫山淳一郎会員（佐世保支部）、山内政夫会員（北松支部）、奈切博会員（五島支部）、山内満会員（壱岐支部）、築城憲明会員（対馬支部）を選考し別室で選考委員会を実施する旨伝えた。

会 長 選考委員会の結果、委員の互選により会長が選考委員長に選任されたことを告げ、副会長以下の役員の氏名を以下のとおり報告した。副会長に廣田賢治会員（島原支部）、弓削和徳会員（長崎支部）、香椎晃会員（長崎支部）、理事に崎谷勉会員（長崎支部）、高島典之会員（諫早支部）、古川武会員（島原支部）、川添亨会員（大村支部）、坪井

邦幸会員（佐世保支部）、枡屋可恵会員（北松支部）、南忠明会員（五島支部）、築城憲明会員（対馬支部）、山内満会員（壱岐支部）、大宅和子会員（佐世保支部）、渡邊真純会員（長崎支部）、濱田宗一会員（佐世保支部）、監事に三浦正司会員（大村支部）、白倉容代会員（諫早支部）、伯川光子会員（島原支部）。

議 長 以上報告を踏まえ、副会長3名、理事12名、監事3名の選任について異議がないか確認し、副会長、理事、監事が選任された旨報告し、第5号議案が終了した。

議 長 第6号議案「その他の事項」について、執行部及び出席会員に発言を求めた。

藤田信一郎会員（島原支部）

総会資料23頁“月別会費入金状況（年間）”の表記方法では、現年度と過年度の収支が判りにくいので、次回からはもっと詳しい内容で表記していただきたい。

会 長 各支部の経理担当者と、会費納入方法の変更も含めて工夫していくことを検討する。

議 長 他に発言がないか求めたが意見が出なかったため、議事の終了を宣言した。

※議事録の全文は事務局にて閲覧できます。

## 会員の《新入会員・退会会員・登録内容の変更・物故会員》異動

平成31年2月1日～令和2年1月31日

### ◇新入会員◇ 下記の方が入会されました。

| 所属支部    | 氏名    | 事務所所在地   | 事務所の名称          | 入会年月日      |
|---------|-------|----------|-----------------|------------|
| 島原支部    | 松下 英爾 | 島原市      | 松下英爾行政書士事務所     | 平成31年2月1日  |
| 佐世保支部   | 浦川 栄一 | 佐世保市     | 浦川栄一行政書士事務所     | 平成31年2月1日  |
| 諫早支部    | 野口 孔明 | 諫早市      | 野口孔明行政書士事務所     | 平成31年2月15日 |
| 長崎支部    | 山口 将俊 | 長崎市      | 山口行政書士事務所       | 平成31年3月1日  |
| 長崎支部    | 田中 一誠 | 長崎市      | 田中一誠行政書士事務所     | 平成31年4月2日  |
| 佐世保支部   | 山口 隆弘 | 佐世保市     | 弥生行政書士事務所       | 平成31年4月2日  |
| 長崎支部    | 田平 圭子 | 長崎市      | 行政書士たぴら事務所      | 平成31年4月2日  |
| 佐世保支部   | 山本 直広 | 佐世保市     | 行政書士やまもと福祉法務事務所 | 平成31年4月15日 |
| 北松支部    | 帯屋雄一郎 | 平戸市      | 行政書士帯屋雄一郎事務所    | 平成31年4月15日 |
| 諫早支部    | 中本 啓喜 | 諫早市      | 行政書士中本事務所       | 平成31年4月15日 |
| 佐世保支部   | 江越 章裕 | 佐世保市     | 行政書士江越章裕事務所     | 令和元年5月15日  |
| 佐世保支部   | 宮崎 吉男 | 佐世保市     | 行政書士宮崎吉男事務所     | 令和元年5月15日  |
| 長崎支部    | 柿田 敏彦 | 長崎市      | かきた行政書士事務所      | 令和元年6月1日   |
| 長崎支部    | 道向 孝司 | 長崎市      | 道向行政書士事務所       | 令和元年6月15日  |
| 長崎支部    | 山谷 好弘 | 長崎市      | 山谷好弘行政書士事務所     | 令和元年6月15日  |
| 佐世保支部   | 近村 和宏 | 佐世保市     | 行政書士近村和宏事務所     | 令和元年7月1日   |
| 諫早支部    | 高橋 一郎 | 諫早市      | 高橋行政書士事務所       | 令和元年7月1日   |
| 五島支部    | 生田 清雄 | 五島市      | (単位会異動)         | 平成4年12月12日 |
| 佐世保支部   | 奥 彰子  | 佐世保市     | 行政書士奥彰子事務所      | 令和元年7月15日  |
| 壱岐支部    | 播磨寿里華 | 壱岐市      | 行政書士はりま法務事務所    | 令和元年8月1日   |
| 長崎支部    | 丸田 和温 | 長崎市      | 行政書士丸田和温事務所     | 令和元年8月1日   |
| 諫早支部    | 山口 和義 | 諫早市      | 山口和義行政書士事務所     | 令和元年11月15日 |
| 佐世保支部   | 原口 優秀 | 佐世保市     | 行政書士原口優秀事務所     | 令和元年11月15日 |
| 長崎支部    | 今積 志保 | 長崎市      | 今積行政書士事務所       | 令和2年1月15日  |
| 長崎支部    | 山口 佳弘 | 長崎市      | 行政書士山口佳弘事務所     | 令和2年1月15日  |
| 大村東彼杵支部 | 高原 瑞  | 東彼杵郡波佐見町 | 行政書士高原みずき事務所    | 令和2年1月15日  |

### ◇退会会員◇ 下記の方が退会されました。

| 所属支部  | 氏名    | 住所         | 備考                |
|-------|-------|------------|-------------------|
| 島原支部  | 中川雄一郎 | 島原市今川町     | 令和元年9月9日 退会(廃業)   |
| 北松支部  | 松口 康子 | 平戸市岩の上     | 令和元年9月30日 退会(廃業)  |
| 北松支部  | 森 弘毅  | 平戸市戸石川町    | 令和元年9月30日 退会(廃業)  |
| 佐世保支部 | 松尾 健作 | 佐世保市福田町    | 令和元年9月30日 退会(廃業)  |
| 長崎支部  | 木下 七郎 | 西海市西彼町     | 令和元年10月31日 退会(廃業) |
| 長崎支部  | 瀬崎 千里 | 西海市西彼町八木原郷 | 令和元年11月30日 退会(廃業) |
| 長崎支部  | 立山 保  | 長崎市中里町     | 令和元年11月30日 退会(廃業) |

◇変更◇ 次の内容が変更になっています。

| 支部名   | 氏名    | 変更箇所          | 変更前   | 変更後   |
|-------|-------|---------------|---|---|
| 諫早支部  | 野口 孔明 | TEL           | 0957-22-0376  | 090-5086-4922   |
| 大村支部  | 三浦恵理子 | 事務所所在地<br>TEL | 大村市富の原1丁目1254-5<br>0957-55-7515                       | 大村市桜馬場2丁目444-3<br>0957-46-3204                                      |
| 長崎支部  | 木下 賢一 | 事務所           | 四季行政書士事務所   | 令和行政書士事務所   |
| 佐世保支部 | 光武 幸治 | 事務所所在地        | 佐世保市稲荷町27番11号   | 佐世保市万津町7番8号   |
| 壱岐支部  | 播磨寿里華 | TEL           | 0920-45-3736  | 080-5319-2627   |
| 北松支部  | 佐貫 暢治 | 事務所所在地<br>TEL | 松浦市志佐町里免315番地4<br>0956-72-1556                        | 松浦市志佐町庄野免184番地4<br>0956-37-8876                                     |
| 佐世保支部 | 山口健太郎 | 事務所所在地<br>TEL | 佐世保市木場田町1番1号<br>プラス事務所法人<br>0956-23-5400              | 佐世保市早岐1丁目6番31号<br>行政書士やまぐち事務所<br>080-2569-7404                      |
| 佐世保支部 | 宮崎 勲  | 事務所所在地<br>TEL | 佐世保市木場田町8-10<br>谷山ビル2階<br>行政書士井手法務事務所<br>0956-56-4002 | 佐世保市大黒町12-19<br>宮崎行政書士事務所<br>0956-80-7059                           |
| 長崎支部  | 田平 圭子 | 事務所所在地<br>TEL | 長崎市城栄町5番17号<br>080-3984-2474                          | 長崎市出島町1-43 ながさき出島インキュベータD-FLAG106号<br>リーガルナビ行政書士事務所<br>095-800-5100 |
| 長崎支部  | 森 あゆみ | 事務所所在地<br>TEL | 西彼杵郡長与町嬉里郷275番地1<br>095-887-5352                      | 長崎市中里町1568-7<br>095-894-6133  |

◇物故会員◇ 謹んでご冥福をお祈りいたします。

| 所属支部 | 氏名      | 住所     | 備考                              |
|------|---------|--------|---------------------------------|
| 諫早支部 | 西邊 孝信 様 | 諫早市上町  | 平成31年2月12日 ご逝去<br>平成27年4月15日 入会 |
| 五島支部 | 牟田 初吉 様 | 五島市富江町 | 平成31年2月18日 ご逝去<br>昭和57年2月10日 入会 |
| 対馬支部 | 阿比留 徳 様 | 対馬市巖原町 | 令和元年9月18日 ご逝去<br>平成7年7月1日 入会    |

会員の変更については、事案発生後、速やかに変更届等提出（報告）いたしましょう!!



～お知らせ～

今年度より、タイムリーな情報発信を目指しこの様なメールマガジン方式による広報部便りを発信することとなりました。

各会員の皆様からの情報提供もお待ちしております。

※情報ご提供先メールアドレス [k.k.nggyo@gmail.com](mailto:k.k.nggyo@gmail.com)

(企画広報部宛となります)

**【日行連・日政連の動き】**

- 令和元年6月20～21日、定時総会が行われ選挙の結果  
常住豊（東京会）氏が日本行政書士会連合会会長に選任されました。
- 日本政治連盟定期大会が行われ選挙の結果  
井口由美子（熊本会）氏が日本行政書士政治連盟会長に選任されました。

**【九州地方協議会の動き】**

- 令和元年7月13～14日、宮崎県において第1回九州地方協議会会長会が行われ、今年度九地協  
会長である山脇会長が議長を務める中、各単位会より提案された協議事項（外国人受入れ対策、  
広報のあり方、郵政グループとの連携等）につき、各単位会より現況・問題・今後の計画につき  
協議されました。

**【長崎県行政書士会の動き】**

- 令和元年5月24日、長崎県行政書士会総会、日本行政書士政治連盟長崎支部定期大会、長崎県  
行政書士会創立60周年記念式典を行いました。

1. 理事会

第1回 4/23（火）主な議題……総会提案事項

第2回 7/3（水）主な議題……今年度事業計画

2. 正副会長会 今年度～8/9（金）までに計5回

主な議題……今年度の事業計画（各部・委員会活動）について

会費滞納対策について

本会事務局体制について

本会諸規則の見直し

**【今後の研修・行事等の情報】**

- 1. 7月より国際交流協会より月1回外国人無料相談を依頼され、本会より毎月2名相談員を派遣  
しています。

またこの相談会に合わせて、外国人在留資格等の相談員養成のための研究会（勉強会）を行う

予定です。

詳細は、後日広報いたします。

<https://www.nia.or.jp/record/index.php/view/191>

次回相談会は、8月24日（土）13：30～16：30の予定です。

2. 国際業務研修会、申請取次届出者向け研修会を開催します。  
日時……令和元年9月7日（土） 13：30～16：30（開場13：00）  
会場……佐世保市男女共同参画推進センター スピカ 研修室1  
講師……福岡県行政書士会 古城良国際渉外部長
3. （一財）建設業情報管理センターとの共催で「これからの建設業界」～建設業法改正等～をテーマに国交省建設業課の方を招いた講演会の開催を予定しています。  
日時……令和元年11月1日（金）14：00～予定
4. 各地において（一財）建設業振興基金主催（後援・国交省）により建設キャリアアップシステム説明会が開催されます。  
長崎県は11月18日（月）です。詳しくは↓  
<https://wuke.jp/ccus/entries/add/1>
5. 8月30日（金）～31日（土）全国建行協大阪フォーラムが開催されます。  
詳しくは↓（参加等問い合わせ先……弓削副会長 [yugejimuso@yahoo.co.jp](mailto:yugejimuso@yahoo.co.jp)）  
<http://kengyokyo.jp/?p=618>
6. 中国人墓地の清掃が行われます。  
日時……9月16日（月）敬老の日 9：30～  
場所……悟真寺  
なお、中華人民共和国駐長崎総領事 劉亜明様も出席されます。  
ご都合の良い方は振るってご参加ください。

#### 【業務関連情報】（再掲あり）

1. 「長崎県建設業許可申請の手引き」が改訂されています。  
以下の、長崎県土木部管理課のURLを参照下さい。  
<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/kensetsu-kyoka/#tebiki>
2. 改正相続法について（令和元年7月1日施行もあり）
  - ①夫婦間の居住用不動産優遇措置
  - ②分割前における預貯金の払い戻し制度 詳しくは↓  
<http://www.moj.go.jp/content/001276857.pdf>※特に②については各金融機関において本制度の実務上の運用が少々違います。

受任時には、事前に手続先に確認が必要と思われます。

3. 設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案が6月5日に成立しました。

改正案は以下の URL にあります。

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19809052.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19809052.htm)

行政書士業務として直接関係するのが、今までの許可要件である経營業務管理責任者が建設業法上は削除されたことです。

ただ、経營業務管理責任者に代わる新たな経営に関する担保方法を、省令にて定めるそうです。成立から1年6ヶ月以内に施行。

4. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第9次地方分権一括法)が令和元年5月31日に成立しました、詳しくは下記の URL を参照下さい。

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/doc/09ikkatsu-gaiyou\\_seiritsu.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/ikkatsu/doc/09ikkatsu-gaiyou_seiritsu.pdf)

国・県・中核市等に対する権限委譲等が盛りこまれています。

また、建設業の国道交通大臣許可、経審等が都道府県経由を廃止して直接申請になります。令和2年4月1日施行。

5. 留学生の就職支援のための法務省告示の改正について

本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生の就職支援を目的として在留資格「特定活動」による入国・在留が認められることとなります。

詳しくは下記の URL を参照下さい。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00210.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00210.html)

<http://www.moj.go.jp/content/001299563.pdf>

※上記内、特定活動告示第46号及び別表第11

6. 国土交通省「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い」について

建売分譲でのみ認められていた農地転用許可が、販売残余区画において自ら建売住宅を建設するなど一定要件を満たす場合には、建築条件付きで土地を売買するケースであっても転用が認められることとなっています。(平成31年4月1日より)

詳しくは↓

[http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi\\_seido/attach/pdf/nouchi\\_sandan-43.pdf](http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/attach/pdf/nouchi_sandan-43.pdf)

(P.17 ク)

(ご参考) <https://www.zennichi.or.jp/2019/04/04/190404/>

- 今までは建売分譲しかできなかったが、売建(注文住宅)を目的とした転用が行えるようになります。(条件有)

- 従来の建売分譲の添付書類に加えて、誓約書や建築条件付き土地の売買契約書（案）等が必要になります。
- 資金証明は建物建築分も必要です。（宅地造成のみの資金証明では不可）

### 【その他】

1. 本会 HP について TOP ページ「会員の方へお知らせ」のとおり会員名簿及び 2019～2020 年度組織図を掲載しております。

以上

## ✿コスモス・プチ✿ 第2号 （2019年10月23日発行）

### ～お知らせ～

今年度より、タイムリーな情報発信を目指しこの様なメールマガジン方式による広報部便りを発信することとなりました。

各会員の皆様からの情報提供もお待ちしております。

※情報ご提供先メールアドレス [k.k.nggyo@gmail.com](mailto:k.k.nggyo@gmail.com)

（企画広報部宛となります）

### 【近々の行事・研修等の情報】

1. コスモス長崎によるエア一寸劇等を含む市民公開講座・行政書士向け研修会が開催されます。

日時……令和元年10月26日（土） 市民公開講座 10：30～12：00

行政書士向け講演会 13：00～15：00

会場……出島交流会館4階会議室

第1部は、エア一寸劇や遺言書・エンディングノートの利用法の紹介を通じて、私たちが日常的に受ける、成年後見や遺言などに関する相談や業務に際してのポイントを見つけることができます。

また、第2部の講師は、行政書士業界で成年後見業務に取り組む以前からあい愛サポートという行政書士によるNPO団体を立ち上げこの分野を牽引され現在はコスモス成年後見サポートセンター理事長及び福岡県会会長としてご活躍の野田昌利先生です。

今後、需要の高まりが予想されるこの分野に取り組む方にとって大変有意義な内容となっております、奮ってご参加ください。

詳しくは↓

第1部 <http://www.gyosei-nagasaki.com/pdf/event20191026-2.pdf>

第2部 <http://www.gyosei-nagasaki.com/pdf/event20191026-3.pdf>

2. CIIC 建設業情報管理センター・長崎県行政書士会による講演会が開催されます。

日時……令和元年11月1日（金） 14：00～15：40（開場13：20）

会場……長崎県美術館ホール

講師……国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業政策企画官 平林剛様

建設業許可に必要な経營業務管理責任者の改正や技術者制度の改正、経営審査の審査基準の改正等建設業関係業務に取り組む方にとり、重要な内容を含む講演です。

奮ってご参加ください。(残席僅かです。)

詳しくは↓

[http://www.ciic.or.jp/kouen\\_201911/](http://www.ciic.or.jp/kouen_201911/)

3. 長崎県行政書士会総務部主催「行政書士というお仕事」という公開講座が開催されます。

日時……令和元年12月14日(土) 13:30～16:45(開場13:00)

場所……セントヒル長崎1階 出島の間

講師……第1部 山脇正隆氏(長崎会会長) 第2部 池松伸一様(福岡会副会長)

行政書士として起業を目指す方、起業後の経営安定を考えている方向けに行政書士事務所の経営につき、ベテランの山脇会長及び会計業務に特化した経営をなさっている池松福岡会副会長による講演です。

詳しくは↓

<http://gyosei-nagasaki.com/pdf/event20191214.pdf>

4. 各地において(一財)建設業振興基金主催(後援・国交省)により建設キャリアアップシステム説明会が開催されます。

長崎県は11月18日(月)です。

詳しくは↓

<https://wuke.jp/ccus/entries/add/1>

※上記キャリアアップシステムは、今後の経営事項審査にも関連する内容となります

詳しくは↓ (ご参考)

<https://kenkey.jp/news/article/670>

## 【業務関連情報】

1. 建設業関連「令和2年度長崎県建設工事入札参加資格に係る主観点の届出」が11月15日までとなっています。

クライアント様へ届け出忘れ等ないか連絡をする等、営業等に役立ててください。

詳しくは↓

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/kensetsu/nyusatusanka/351718.html>

2. 出入国管理庁「外国人の受け入れ及び共生に関する最近の取組について」に2019年9月、現在の取組み情報等の情報が掲載されています。

入管関係業務に直結する情報が掲載されておりますのでご参照ください。

詳しくは↓

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00213.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00213.html)

3. 前号でお知らせした「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い」について、申請書に添付する誓約書の参考様式県会 HP に掲載しております。  
(ある市町で実際に使用された一例です。利用にあたっては、申請先に内容を確認の上、自己責任でご利用ください。)

詳しくは↓

<http://www.gyosei-nagasaki.com/member/index7.html>

4. 本年11月1日から、トラック運送事業関係公示等の一部につき、改正が実施される予定です。  
詳しくは↓

[http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya\\_k/file11\\_3.htm](http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/jidousya_k/file11_3.htm)

以上

## 編集後記

今年度より、企画広報部は、会員各位向けへ業務の情報発信と、対外的な行政書士のPRとしての情報発信とを意識して分けることとし、会員各位へは極力タイムリーな情報発信を目指しメールマガジンの発行、対外的に行政書士制度をPRする紙媒体でのコスモスの発行とすることといたしました。

まだ始めたばかりで試行錯誤中ですので、至らない点が多々あるかと存じます。

企画広報部のメールアドレス [k.k.nggyo@gmail.com](mailto:k.k.nggyo@gmail.com) まで忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

企画広報部

部長 榊屋可恵 ・ 副部長 諫山淳一郎  
部員 青山周広 ・ 海辺光 ・ 堀川千里 ・ 森達輝



第185号

令和2年2月28日発行

発行人 山脇 正隆  
発行所 長崎県行政書士会  
〒850-0031  
長崎県長崎市桜町3番12号  
電話：095-826-5452  
FAX：095-828-2182  
製作・印刷 有限会社 正文社印刷所

【編集委員】  
企画広報部長 榊屋 可恵  
企画広報部副部長 諫山淳一郎  
同 部員 青山 周広  
同 部員 海辺 光  
同 部員 堀川 千里  
同 部員 森 達輝

